

令和4年度第5回香川地方最低賃金審議会議事録

令和4年8月5日(金)

高松サポート合同庁舎

北館 702 会議室

出席者	公益側	東、籠池、春日川、柴田、高塚
	労働者側	大島、立石、土田、中村
	使用者側	綾田、窪田、友國、濱田、渡部

議 題 (1) 香川県最低賃金の改正決定について
(2) その他

○賃金室長

それでは、遅くなりましたが、ただ今から、令和4年度第5回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日はご多忙の中、また大変暑い中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

本日は、廣瀬委員が欠席されていますが、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしており、審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日は傍聴される方は3名でございます。

それでは、柴田会長、議事の進行をお願いいたします。

○柴田会長

本日の会議次第は、お手元のとおりでございます。

議題(1)の「香川県最低賃金の改正決定について」です。

本年度の香川県最低賃金の審議につきましては、7月1日に諮問を受けて以降、4回の専門部会を開催し慎重に審議を進めてまいりました。

そして、本日開催いたしました第4回専門部会において、本審に対する報告を取りまとめたところですが、残念ながら全会一致には至らなかったため、この報告については、専門部会での多数決の採決により報告させていただくものとなります。

事務局から、専門部会報告書の写しを配付してください。

(専門部会報告書(写)を各委員に配付)

○柴田会長

事務局から、審議経過及び専門部会報告について説明をお願いします。

○賃金室長

本日までの審議経緯についてご説明いたします。

7月1日の第1回本審におきまして、香川県最低賃金の改正決定についての諮問を行い、7月22日の第2回本審におきまして、香川県最低賃金改正に対する意見聴取を行い、同日、第1回香川県最低賃金専門部会を開催いたしました。

そして、8月3日に第4回本審にて、令和4年度地域別最低賃金額改定の目安伝達を行い、同日に第2回専門部会を開催し、最賃の基礎調査結果を説明の後、金額審議に入りました。

その後、8月4日に第3回、本日第4回専門部会を開催して金額審議を重ねてまいりましたが、全会一致には至らず、専門部会での採決の結果により、過半数の賛成をもって専門部会報告となったものです。

それでは、専門部会報告書を読み上げます。

令和4年8月5日

香川地方最低賃金審議会会長 柴田潤子 殿

香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会部会長 柴田潤子
香川県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年7月1日、香川地方最低賃金審議会において付託された香川県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和2年10月1日発効の香川県最低賃金(時間額820円)は、令和2年度の香川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

さらに、当専門部会として、コロナ禍や原材料費等の高騰といった企業経営を取り巻く環境を踏まえ、政府において、中小企業・小規模事業者の事業存続と生産性向上のため、業務改善助成金等の各種助成金がより一層の実効性ある支援の拡充を、また、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を強く要望する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

各委員のお名前の読み上げは省略させていただきます。

別紙 1

香川県最低賃金

- 1 適用する地域 香川県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間 878円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 法定どおり

別紙 2

香川県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件 名 香川県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 820円
- (3) 発効日 令和2年10月1日

2 生活保護

(1) 比較対象者

18～19歳・単身世帯者

(2) 対象年度

令和2年度

(3) 生活保護水準（令和2年度）

生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋冬季加算＋期末一時扶助費）の香川県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（93,466円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると、香川県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額 820円（香川県最低賃金）×173.8（1箇月平均法定労働時間数）×0.817（可処分所得の総所得に対する比率）＝116,436円

以上です。

○柴田会長

この報告は、専門部会において意見の一致が得られなかったことから、中央最低賃金審議会の答申や労使のご意見を踏まえ、また、生計費、賃金状況、賃金支払能力、生活保護との整合性などの各種関連資料を総合的に勘案した公益案を示し、専門部会の過半数の賛

成を得て部会報告としたものであります。

この部会報告についてご審議いただき、本日、この部会報告により答申としてとりまとめたいと考えております。

それでは、労使各側の専門部会委員からそれぞれ部会報告についてご意見をお願いします。

まず、労働者側の専門部会委員をお願いします。

○立石委員

私たち労側としては、専門部会で審議した結果、目安Cランク＋30円では納得が出来ないことから、労側反対の意を示しました。

それは、昨年後半から現在も消費者物価が上昇し続けていること、Dランクが31円、32円以上の結審をしていること、加えて都市部のA・Bランクの目安を＋31円としていることから、香川が＋30円となると格差が生じることになることを申し述べてきました。

○柴田会長

次に使用者側の専門部会委員をお願いします。

○窪田委員

使用者側としましては、コロナ感染の再拡大が収まらない状況で、エネルギー・原材料価格の高騰や部品供給の制約、ならびに円安などによる景気の下振れ要因のあるなか、特に影響を受けやすい中小・小規模事業者の経営環境をふまえながら、真摯に審議をつくしてまいりました。

そして、中央最賃の引上げ目安額30円も勘案したうえで、公益案の提示に理解を示し、賛成したものであります。

○柴田会長

本審の他の委員から、ご意見、ご質問等はございますか。

いろいろなご意見をいただきましたが、意見の一致に至りませんので、採決により答申として取りまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし。」)

○柴田会長

それでは、採決の手続きの説明をお願いします。

○賃金室長

最低賃金審議会令第5条第3項に基づき、会議に出席した委員のうち、会長を除いた委員の過半数をもって決することとなっています。

可否同数のときは、会長の決するところによると規定されています。

現在、会長を除いた出席委員は13名ですので、過半数は7名となります。

○柴田会長

それでは、本審議会として、専門部会報告内容で答申することとしてよろしいかの採決を行います。

挙手のほどお願いします。

まず、反対の方4人。

賛成の方9人。

よって出席委員の過半数の賛成となっておりますので、専門部会の内容をもって労働局長あてに答申させていただきます。

事務局は答申文(案)を配付してください。

(答申文(案)を各委員に配付)

○柴田会長

事務局は答申文(案)を読み上げてください。

○賃金係長

それでは答申文（案）を読み上げます。

（案）

令和4年8月5日

香川労働局長 松瀬貴裕 殿

香川地方最低賃金審議会会長 柴田潤子

香川県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年7月1日付け香労発基0701第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和2年10月1日発効の香川県最低賃金（時間額820円）は、令和2年度の香川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

さらに、当審議会として、コロナ禍や原材料費等の高騰といった企業経営を取り巻く環境を踏まえ、政府において、中小企業・小規模事業者の事業存続と生産性向上のため、業務改善助成金等の各種助成金がより一層の実効性ある支援の拡充を、また、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を強く要望する。

別紙 1

香川県最低賃金

- 1 適用する地域 香川県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間 878円

- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 法定どおり

別紙 2

香川県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件 名 香川県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 820円
- (3) 発効日 令和2年10月1日

2 生活保護

(1) 比較対象者

18～19歳・単身世帯者

(2) 対象年度

令和2年度

(3) 生活保護水準（令和2年度）

生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋冬季加算＋期末一時扶助費）の香川県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（93,466円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると、香川県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額820円（香川県最低賃金）×173.8（1箇月平均法定労働時間数）×0.817（可処分所得の総所得に対する比率）＝116,436円

以上です。

○柴田会長

答申文（案）についてご確認いただきましたでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

○柴田会長

それでは、労働局長あて答申いたします。

(会長から答申文を労働局長へ手交)

○松瀬労働局長

ありがとうございました。

私から一言ご挨拶申し上げます。

香川県最低賃金につきましては、7月1日に諮問を行いましてから、本日までに本審を5回、専門部会を4回開催させていただき、熱心にご審議いただいたわけですが、本日、答申をとりまとめたことに対しまして、あらためて、深く感謝申し上げる次第でございます。

残念ながら全会一致とはなりませんでしたが、今後は所定の手続きを経たのち、すみやかに本日の答申の内容に沿って、本年度の香川県最低賃金を決定させていただきたいと存じます。

そして、香川労働局といたしましては、改正された最低賃金額の周知に努めますとともに、その履行確保に最善を尽くすほか、中小企業・小規模事業者への支援とされる業務改善助成金等が業況の厳しい事業主等にも活用されるよう積極的に取り組んでまいります。

委員の皆様には、今後とも労働行政に対して特段のご支援をお願い申し上げますとともに、今後予定されております特定最低賃金の金額審議につきましても、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○柴田会長

労使各側委員の皆様方には、慎重なご審議をいただき、誠にありがとうございました。

残念ながら全会一致での答申には至りませんでした。本日、結審、答申の運びとなり、香川県最低賃金の改正審議をすべて終了することができましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

ありがとうございました。

事務局から何かありますか。

○賃金室長

ご答申いただきましたことを受けまして、本審終了後、香川県最低賃金の答申について、報道機関への発表を行います。

次に答申後の事務手続についてご説明いたします。

異議申出公示 令和4年8月5日（金）

異議申出締切日 令和4年8月22日（月）

官報公示予定日 令和4年9月1日（木）

発効日は、令和4年10月1日（土）の法定発効となります。

なお、8月22日（月）までに異議申出がなされた場合につきましては、8月23日（火）午前10時から本審を開催して、当該異議申出についてのご審議をいただくこととなりますので、日程の確保をお願いいたします。

異議申出がなければ、本審は開催いたしません。

また、本日答申をいただきましたので、予備日として設けさせていただきました、明日8月8日（月）の専門部会及び本審は開催いたしませんので、ご了承願います。

以上です。

○柴田会長

ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問等はいかがでしょうか。

事務局の方で何かありますか。

○賃金室長

この後、事務連絡がありますので、委員の皆さまには残っていただくようお願いいたします。

○柴田会長

それでは、以上をもちまして、第5回香川地方最低賃金審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。

——了——